

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

一問一答方式

質問件名 スクールカウンセラー出勤簿の廃棄と守秘義務等について

質問要旨

小平第十一小学校のスクールカウンセラーの出勤簿について、令和４年度は１名分が「廃棄済み」、もう１名分が存在するという開示結果だった。書類上は合計２名が勤務していたことになる。この点について「廃棄済み」は「不存在」の間違いではないかと確認を依頼したところ、８月４日の指導課会議後に「特段、誤りはない」との回答があった。そうすると、同小学校だけスクールカウンセラーが２名配置され、その片方だけ出勤簿が廃棄されたことになり不自然である。また、令和４年度のスクールカウンセラーの出勤簿は学園東小学校でも廃棄されており、出勤簿の５年間の保存を義務付けた学校教育法施行規則第２８条に違反する。

あわせて、保護者自身がスクールカウンセラーへ相談した内容の記録が開示され、そこには保護者の体調について教職員に共有されたことが記録されていた。スクールカウンセラーが、相談者本人の同意なく、健康状態という要配慮個人情報を教職員に共有することは、守秘義務および個人情報保護の観点から問題と考えることから、以下質問する。

1. 令和４年度の小平第十一小学校・学園東小学校の出勤簿が「廃棄済み」となっているのは、５年間の保存を義務付けた学校教育法施行規則第２８条に違反するのではないか。
2. 小平第十一小学校における令和４年度のスクールカウンセラー出勤簿について、２名分のうち１名分だけが廃棄されているのはなぜか。
3. スクールカウンセラーへの相談内容（保護者の体調）が教職員に共有された事実を把握しているか。共有の根拠・必要性は何か。また、守秘義務・個人情報保護の観点から問題はなかったと捉えているか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第５７条第２項により通告します。

令和８年８月３１日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 】

26	25	24	23